

南城市地域生活支援拠点事業実施要綱

(目的)

第1条 この告示は、障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針（平成18年厚生労働省告示第395号）の第一の二の3による地域における複数の機関が分担して機能を担う体制（以下「地域生活支援拠点」という。）を整備するために、必要な事項を定めるものとする。

(地域生活支援拠点の機能)

第2条 地域生活支援拠点は、障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条第1号に定める障害者、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第4条第2項に定める障害児及びその家族（以下「障がい者等」という。）の高齢化、重度化及び親亡き後も見据えつつ、障がい者等の地域生活を支援するため、次に掲げる機能を担う。

- (1) 障がい者等からの相談に応じる機能
- (2) 緊急時の受け入れ、医療機関への連絡等必要な対応を行う機能
- (3) 障害福祉サービスの利用又は一人暮らしの体験の機会若しくは場を提供する機能
- (4) 専門的な対応の体制確保又は専門的な人材の養成を行う機能
- (5) 多様なニーズに対応できる地域の体制整備等を行う機能

(事業内容等)

第3条 地域生活支援拠点は、前条の機能を担うため、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成18年厚生労働省告示第523号）に基づき、次の各号に掲げる加算が可能な障害福祉サービス等（以下「拠点事業」という。）を実施する。

- (1) 地域生活支援拠点等相談強化加算
- (2) 緊急短期入所受入加算
- (3) 定員超過特例加算
- (4) 体験利用支援加算
- (5) 体験利用加算
- (6) 体験宿泊支援加算
- (7) 体験宿泊加算

- (8) 重度障害者支援加算
 - (9) 地域体制強化共同支援加算
- 2 地域生活支援拠点は、前項に規定する拠点事業の総合調整等を図るため、コーディネート業務を行う。

(実施主体)

第4条 拠点事業の実施主体は、南城市（以下「市」という。）とする。ただし、市長は適切な事業運営が確保できると認められる指定一般相談支援事業者及び指定特定相談支援事業者等に対し、前条第2項の業務を委託することができる。

(対象者)

第5条 拠点事業の対象者は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 市に居住する障害者等
- (2) その他市長が特に必要と認めた者

(拠点事業を実施する事業所の登録)

第6条 拠点事業を行おうとする事業者は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害者支援施設の設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第177号）第6条に規定する運営規程に、地域生活支援拠点の機能を担う事業所として規定し、南城市地域生活支援拠点事業所（登録・変更・廃止）申請書（様式第1号）（以下「様式第1号」という。）により市長に申請し、市の登録を受けなければならない。

2 前項の事業者は、次の各号のいずれかに該当しなければならない。この場合において、事業者は該当する旨を証する書面を提出しなければならない。

- (1) 沖縄県若しくは市から指定障害者支援施設又は指定障害福祉サービス事業者の指定を受けていること。
- (2) 沖縄県若しくは市から指定障害児入所施設又は指定障害児通所支援事業の指定を受けていること。
- (3) 市若しくは他市町村から指定特定相談支援事業者又は指定障害児相談支援事業者の指定を受けていること。

3 市長は、第1項の申請を受けたときは、その内容を審査し、相当と認めたものについて拠点事業を実施する事業所として登録を行い、南城市地域生活支援拠点事業所登録通知書（様式第2号）によりその旨を通知するものとする。

4 市長は、前項の規定により登録を行った事業者（以下「拠点機能事業所」という。）を南城市地域生活支援拠点事業所登録リスト（様式第3号）に記載し、

管理するものとする。

(変更等)

第7条 拠点機能事業所は、登録の内容に変更が生じたときは、速やかに様式第1号を市長に提出しなければならない。

(廃止等)

第8条 拠点機能事業所は、拠点事業を廃止し、又は休止するときは、その1か月前までに様式第1号を市長に提出しなければならない。

(拠点機能事業所の責務)

第9条 拠点機能事業所は、第3条第1項各号に規定する地域生活支援拠点に係る加算の算定において、その趣旨や担う役割を十分理解し、適切な運用を図るよう留意しなければならない。

(個人情報の保護)

第10条 拠点機能事業所の職員又は職員であった者は、業務上知り得た利用者及び当該利用者の家族の個人情報について、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)その他関係法令等を遵守し、適正に取り扱うものとする。

(委任)

第11条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

様式第1号（第6条、7条、8条関係）

年 月 日

南城市長 殿

届出者 所在地
事業所名
代表者名

南城市地域生活支援拠点事業所（登録・変更・廃止）申請書

南城市地域生活支援拠点事業実施要綱の規定により、拠点事業を行う事業者として（登録・変更・廃止）したいので、次のとおり関係書類を添えて申請します。

届出区分	1 新規 2 変更 3 廃止
事業所の名称	
事業所の所在地	〒 電話番号
事業所番号	
事業の種類	
地域生活支援拠点として担う機能	①相談 ②緊急時受け入れ・対応 ③体験の機会・場 ④専門的人材の確保・養成 ⑤地域の体制づくり
開始（予定）年月日	

※添付書類：変更した運営規定の写し

様式第2号（第6条関係）

年 月 日

様

南城市長 印

南城市地域生活支援拠点事業所登録通知書

年 月 日付けで申請のあった南城市地域生活支援拠点事業所登録について、南城市地域生活支援拠点事業実施要綱第6条第3項の規定により、拠点事業を行う事業者として登録したので通知します。

事業所の名称	
事業所の所在地	〒 電話番号
事業所番号	
事業の種類	
地域生活支援拠点として担う機能	① 相談 ② 緊急時の受入れ・対応 ③ 体験の機会・場 ④ 専門的人材の確保・養成 ⑤ 地域の体制づくり
開始 年 月 日	年 月 日

